

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月10日
【会社名】	ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
【英訳名】	JFE Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 馬 田 一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
【電話番号】	03(3597)4321
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 寺 畑 雅 史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
【電話番号】	03(3597)4321
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 寺 畑 雅 史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成23年10月26日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、JFE商事株式会社（以下、「JFE商事」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を行うことについて、当社、JFE商事ホールディングス株式会社（平成24年4月1日にJFE商事との間で吸収合併を行った吸収合併消滅会社、以下、「JFE商事ホールディングス」）、JFE商事及びJFEスチール株式会社（以下、「JFEスチール」）との間で、株式交換基本合意書を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

また、平成23年11月29日付で本株式交換の日程を変更することといたしましたので、同日、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

今般、平成24年5月10日開催の当社取締役会において、JFE商事との間で、株式交換契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

（1）本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	JFE商事株式会社
本店の所在地	大阪市北区堂島一丁目6番20号
代表者の氏名	取締役社長 福島 幹雄
資本金の額	14,539百万円
純資産の額	（単体） <u>53,174</u> 百万円 （JFE商事ホールディングス連結） <u>117,426</u> 百万円
総資産の額	（単体） <u>395,486</u> 百万円 （JFE商事ホールディングス連結） <u>571,364</u> 百万円
事業の内容	各種商品の国内取引および輸出入取引を主要業務とし、取扱品目は鉄鋼製品、鉄鋼原料、非鉄金属、化学品、機械、船舶等の分野

（注）1. 資本金の額、純資産の額、総資産の額は、平成23年3月31日現在

2. 本株式交換の相手会社であるJFE商事は現在連結財務諸表を作成しておりませんが、同社は平成24年4月1日予定のJFE商事ホールディングスとの吸収合併後の吸収合併存続会社であることから、純資産の額及び総資産の額については、JFE商事ホールディングスの連結数値を併せて記載しております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体）

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高（百万円）	<u>2,106,616</u>	<u>1,424,232</u>	<u>1,626,484</u>
営業利益（百万円）	<u>22,803</u>	<u>12,353</u>	<u>14,649</u>
経常利益（百万円）	<u>26,291</u>	<u>14,671</u>	<u>15,442</u>
当期純利益（百万円）	<u>16,104</u>	<u>9,542</u>	<u>9,249</u>

(J F E 商事ホールディングス連結)

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高 (百万円)	2,706,576	1,811,887	2,011,526
営業利益 (百万円)	40,238	15,140	23,363
経常利益 (百万円)	39,009	14,491	23,783
当期純利益 (百万円)	19,848	7,506	13,645

(注) 本株式交換の相手会社である J F E 商事は現在連結財務諸表を作成していませんが、同社は平成24年4月1日予定の J F E 商事ホールディングスとの吸収合併後の吸収合併存続会社であることから、各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益については、J F E 商事ホールディングスの連結数値を併せて記載しております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成23年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合 (%)
J F E 商事ホールディングス	100.00

本株式交換の相手会社である J F E 商事 (平成24年4月1日予定の J F E 商事ホールディングスとの吸収合併後の吸収合併存続会社) は、吸収合併後、J F E 商事ホールディングスに代わり東京証券取引所市場第一部にテクニカル上場する予定であります。現在の J F E 商事ホールディングスの大株主の状況は以下のとおりであります。

(平成23年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合 (%)
J F E スチール	38.56%
川崎重工業株式会社	2.72%
みずほ信託銀行退職給付信託川崎重工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.28%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：平成23年9月30日現在、J F E 商事の100%親会社であります J F E 商事ホールディングスの株式を当社の100%子会社であります J F E スチールが38.56%保有し、また、当社株式を J F E 商事が0.12%所有しております。

人的関係：なし

取引関係：なし

(2) 本株式交換の目的

JFEグループは、グループ全体の経営戦略の策定等を行う当社のもと、鉄鋼事業、エンジニアリング事業、造船事業及びLSI事業の4つの事業分野ごとの事業会社による業務執行体制からなり、それぞれの事業分野ごとの特性に応じた諸施策を展開してまいりました。

しかしながら、JFEグループを取り巻く経営環境は、内需の低迷・縮小、大幅な円高、鉄鋼原料価格の高騰等により、急激に厳しさを増しております。かかる環境の変化を受けて、当社及びその傘下事業会社であるJFEスチール、そしてJFE商事ホールディングス及びJFE商事の四社は、JFE商事の商社機能のグループ全体での活用を目的として、JFE商事ホールディングスとの間で予定されている吸収合併後のJFE商事の資本政策を見直すことに合意いたしました。

吸収合併後のJFE商事は、平成24年4月1日に東京証券取引所市場第一部にテクニカル上場を実施した後、本株式交換の効力発生日の3営業日前である平成25年3月27日に上場廃止となり、続く4月に本株式交換によって当社の完全子会社となる予定であります。短期間での組織再編となりますが、各社の経営トップで協議し、今後の激しい環境変化に対してグループの総力を結集して対応していくことが必要であると判断した結果であります。

JFE商事が当社の直接傘下会社となることによって、同社の持つ市場調査・マーケティング・プロジェクトメイキング等に関する機能を、JFEスチール、JFEエンジニアリング株式会社、ユニバーサル造船株式会社、川崎マイクロエレクトロニクス株式会社（以下、「事業会社」）の国内外におけるプロジェクト推進や顧客開拓、調達等に活用してまいります。今回の完全子会社化を通じてグループ内での意思決定を更に迅速化すると共に、各事業会社とJFE商事が緊密な連携を取り、協力分野を広げることによって、JFEグループの強みを最大限に引き出してまいります。

また、JFEグループとして鉄鋼の生産・販売に関わる全ての領域、すなわち原料調達から生産・販売・加工・流通にいたる鉄鋼サプライチェーン全体を強化・効率化し、グローバルに拡大することで、国内外での鉄鋼事業の競争力向上を図ります。JFE商事は、今回の完全子会社化により、引き続き既存の事業ドメインを維持、拡大しつつJFEグループの中核商社として、鉄鋼事業のみならずそれ以外の事業においてもグループ全体の取引の拡大に更に積極的に取り組んでまいります。

これらの結果、JFEグループはグローバル市場でのプレゼンスを高め、グループ企業価値の向上を図り当社の株式を保有することになるJFE商事の株主の皆様を含め、当社の株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと思います。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、JFE商事（平成24年4月1日予定のJFE商事ホールディングスとの吸収合併後の吸収合併存続会社）を株式交換完全子会社とする株式交換であります。JFE商事の株主には、本株式交換の対価として、当社が保有する自己株式（普通株式）が割り当てられます。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株式交換完全親会社である当社の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当します。一方、株式交換完全子会社であるJFE商事については、平成24年6月下旬開催予定の株式交換契約承認に係る株主総会において本株式交換につき承認を得ることが必要となります。

本株式交換の日程

株式交換基本合意書承認の取締役会決議日	平成23年10月26日（水）
株式交換基本合意書の締結日	平成23年10月26日（水）
株式交換基本合意書変更覚書の締結日	平成23年11月29日（火）

株式交換契約承認の取締役会決議日	平成24年5月頃(予定)
株式交換契約の締結日	平成24年5月頃(予定)
株式交換契約承認の株主総会(JFE商事)	平成24年6月下旬(予定)
上場廃止日(JFE商事)	平成24年9月26日(予定)
株式交換の効力発生日	平成24年10月1日(予定)

(注)本株式交換の日程については、本株式交換に関して必要となる国内外の関係当局の許認可、登録、届出等の対応の要否、状況その他諸般の事情に照らし、必要に応じて変更することがあります。

本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換に際して、当社がJFE商事の株主に交付する対価は、当社が保有する自己株式(普通株式)とする予定です。本株式交換の株式交換比率その他株式交換に係る割当ての内容等の詳細については、ファイナンシャルアドバイザー等の外部専門家の評価、助言等を勘案し、今後関係当事者間で協議の上決定いたします。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

本株式交換の株式交換比率その他株式交換に係る割当ての内容等の詳細については、ファイナンシャルアドバイザー等の外部専門家の評価、助言等を勘案し、今後関係当事者間で協議の上決定いたします。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 馬田 一
資本金の額	147,143百万円
純資産の額(百万円)	(単体)未定
	(連結)未定
総資産の額(百万円)	(単体)未定
	(連結)未定
事業の内容	鉄鋼事業、エンジニアリング事業、造船事業をはじめとする事業 会社の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

なお、本株式交換に係る株式交換契約は未だ締結されておらず、本株式交換の詳細については未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	J F E 商事株式会社
本店の所在地	大阪市北区堂島一丁目 6 番20号
代表者の氏名	代表取締役社長 福島 幹雄
資本金の額	14,539百万円
純資産の額	(単体) 69,563百万円 (J F E 商事ホールディングス連結) 123,692百万円
総資産の額	(単体) 404,221百万円 (J F E 商事ホールディングス連結) 576,493百万円
事業の内容	各種商品の国内取引および輸出入取引を主要業務とし、取扱品目は鉄鋼製品、鉄鋼原料、非鉄金属、化学品、機械、船舶等の分野

(注) 1. 資本金の額、純資産の額、総資産の額は、平成24年3月31日現在

2. 本株式交換の相手会社である J F E 商事は平成24年3月期以前連結財務諸表を作成しておりませんが、同社は平成24年4月1日の J F E 商事ホールディングスとの吸収合併後の吸収合併存続会社であることから、純資産の額及び総資産の額については、J F E 商事ホールディングスの連結数値を併せて記載しております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単体)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高 (百万円)	1,424,232	1,626,484	1,684,271
営業利益 (百万円)	12,353	14,649	10,023
経常利益 (百万円)	14,671	15,442	11,531
当期純利益 (百万円)	9,542	9,249	9,351

(J F E 商事ホールディングス連結)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高 (百万円)	1,811,887	2,011,526	2,086,595
営業利益 (百万円)	15,140	23,363	16,777
経常利益 (百万円)	14,491	23,783	17,283
当期純利益 (百万円)	7,506	13,645	12,108

(注) 本株式交換の相手会社である J F E 商事は平成24年3月期以前連結財務諸表を作成しておりませんが、同社は平成24年4月1日の J F E 商事ホールディングスとの吸収合併後の吸収合併存続会社であることから、各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益については、J F E 商事ホールディングスの連結数値を併せて記載しております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成24年4月1日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合 (%)
J F E スチール株式会社	38.56%
川崎重工業株式会社	2.72%
みずほ信託銀行退職給付信託川崎重工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	2.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.03%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：平成24年4月1日現在、J F E 商事の株式を当社の100%子会社であります J F E スチールが38.56%保有し、また、平成24年3月31日現在、当社株式を J F E 商事が0.12%所有しております。

人的関係：なし

取引関係：なし

(2) 本株式交換の目的

J F E グループは、グループ全体の経営戦略の策定等を行う当社のもと、鉄鋼事業、エンジニアリング事業、造船事業及びL S I事業の4つの事業分野ごとの事業会社による業務執行体制からなり、それぞれの事業分野ごとの特性に応じた諸施策を展開してまいりました。

しかしながら、J F E グループを取り巻く経営環境は、内需の低迷・縮小、大幅な円高、鉄鋼原料価格の高騰等により、急激に厳しさを増しております。かかる環境の変化を受けて、当社及びその傘下事業会社である J F E スチール、並びに J F E 商事は、J F E 商事の商社機能のグループ全体での活用を目的として、J F E 商事の資本政策を見直すことといたしました。

これにより J F E 商事は、本株式交換の効力発生日の3営業日前である平成24年9月26日に上場廃止となり、続く10月1日に本株式交換によって当社の完全子会社となる予定であります。

J F E 商事が当社の直接傘下会社となることによって、同社の持つ市場調査・マーケティング・プロジェクトメーカー等に関する機能を、J F E スチール、J F E エンジニアリング株式会社及びユニバーサル造船株式会社(本年10月1日に株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッドとの経営統合によりジャパン マリンユナイテッド株式会社として発足予定)(以下、「事業会社」)の国内外におけるプロジェクト推進や顧客開拓、調達等に活用してまいります。今回の完全子会社化を通じてグループ内での意思決定を更に迅速化すると共に、各事業会社と J F E 商事が緊密な連携を取り、協力的分野を広げることによって、J F E グループの強みを最大限に引き出してまいります。

また、J F E グループとして鉄鋼の生産・販売に関わる全ての領域、すなわち原料調達から生産・販売・加工・流通にいたる鉄鋼サプライチェーン全体を強化・効率化し、グローバルに拡大することで、国内外での鉄鋼事業の競争力向上を図ります。

J F E 商事は、今回の完全子会社化により、引き続き既存の事業ドメインを維持、拡大しつつ J F E グループの中核商社として、鉄鋼事業のみならずそれ以外の事業においてもグループ全体の取引の拡大に更に積極的に取り組んでまいります。

これらの結果、J F E グループはグローバル市場でのプレゼンスを高め、グループ企業価値の向上を図り当社の株式を保有することになる J F E 商事の株主の皆様を含め、当社の株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと思います。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、J F E 商事を株式交換完全子会社とする株式交換であります。J F E 商事の株主には、本株式交換の対価として、当社が保有する自己株式（普通株式）が割り当てられます。

なお、本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株式交換完全親会社である当社の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当します。一方、株式交換完全子会社であるJ F E 商事については、平成24年6月28日開催予定の株式交換契約承認に係る株主総会において本株式交換につき承認を得ることが必要となります。

本株式交換の日程

株式交換基本合意書承認の取締役会決議日	平成23年10月26日（水）
株式交換基本合意書の締結日	平成23年10月26日（水）
株式交換基本合意書変更覚書の締結日	平成23年11月29日（火）
株式交換契約承認の取締役会決議日	平成24年5月10日（木）
株式交換契約の締結日	平成24年5月10日（木）
株式交換契約承認の株主総会（J F E 商事）	平成24年6月28日（予定）
上場廃止日（J F E 商事）	平成24年9月26日（予定）
株式交換の効力発生日	平成24年10月1日（予定）

（注）本株式交換の日程については、本株式交換に関して必要となる国内外の関係当局の許認可、登録、届出等の対応の要否、状況その他諸般の事情に照らし、必要に応じて変更することがあります。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	J F E 商事 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.268
本株式交換により交付する株式数	普通株式：63,382,537株（予定）	

（注1）株式の割当比率

J F E 商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.268株を交付いたします。

（注2）本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がJ F E 商事の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」）におけるJ F E 商事の株主（但し、当社を除く。）の皆様に対し、J F E 商事の普通株式に代わる金銭等として、その有するJ F E 商事の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.268株の割合をもって、当社の普通株式を割当交付する予定です。

上記の本株式交換により交付する当社の普通株式数は、平成24年4月1日現在におけるJ F E 商事の発行済普通株式の総数（236,777,704株）及びJ F E 商事が有する自己株式数（275,699株）に基づいて算定した普通株式数であります。

なお、J F E 商事は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みません。）を基準時まで消却する予定です。

よって、本株式交換により交付する当社の普通株式数は、J F E 商事による自己株式の取得及び消却の理由等により、今後修正される可能性があります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるJ F E 商事の株主の皆様は、当該単元未満株式を取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ・単元未満株式の買増制度（単元株への買増し）

会社法第194条等の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と合わせて1単元（100株）となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

・単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条等の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に際してJFE商事の株主の皆様に対して割り当てるべき当社の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、当社は、当該株主の皆様に対し、会社法第234条の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額の金銭をお支払いいたします。

その他の株式交換契約の内容

JFE商事と当社が締結した株式交換契約の内容は、別添のとおりであります。

（4）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換における株式交換比率の算定について、その公正性・妥当性を担保するため、両社がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社（以下、「野村證券」）を、JFE商事はみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」）を、株式交換比率の算定に関する第三者機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」）による算定を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法（基準日）	0.237～0.278
市場株価平均法（基準日）	0.186～0.225
類似会社比較法	0.090～0.113
DCF法	0.221～0.319

なお、市場株価平均法については、平成24年5月8日を算定基準日（以下、「基準日」）として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均、並びに「JFEホールディングス株式会社による株式交換を通じてのJFE商事株式会社の完全子会社化に関する基本合意書の締結のお知らせ」が発表された平成23年10月26日の前営業日の平成23年10月25日を算定基準日（以下、「基準日」）として、東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用いたしました。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、当社から提供を受けた両社の情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成24年5月8日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られ

る最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした両社の利益計画は大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、国内収益基盤の強化によるコスト削減効果や新興国を中心とした海外鉄鋼需要の取り込みによる売上高増加等を見込んでいるためです。

また、野村證券は、当社の取締役会からの依頼に基づき、平成24年5月9日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本株式交換における株式交換比率が、当社にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を当社に提出しております。

一方、みずほ証券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価基準法による算定を行うとともに、両社について類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行いました。当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法における株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	0.237～0.259
類似上場会社比較法	0.196～0.277
DCF法	0.210～0.209

なお、市場株価基準法では、平成24年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における、算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の株価終値平均を採用いたしました。

みずほ証券は、上記株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、両社の財務予測に関する情報については、両社により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。みずほ証券の算定は、平成24年5月9日までの上記情報を反映したものであります。

なお、みずほ証券がDCF法による算定の前提とした両社の利益計画は大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは主として、国内収益基盤の強化によるコスト削減効果や新興国を中心とした海外鉄鋼需要の取り込みによる売上高の増加等を見込んでいるためです。

また、みずほ証券は、JFE商事の取締役会からの依頼に基づき、平成24年5月9日付で、一定の前提及び留保事項を条件として、本株式交換比率が、JFE商事の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）をJFE商事に提出しております。

（注）JFE商事ホールディングスとJFE商事の平成24年4月1日（以下、「合併効力発生日」）付合併により、存続会社であるJFE商事は同日付で東京証券取引所にテクニカル上場いたしました。その結果、野村證券における市場株価平均法及びみずほ証券における市場株価基準法によるJFE商事の価値算定にあたっては、東京証券取引所市場第一部における株価終値につき、合併効力発生日前はJFE商事ホールディングス（コード番号3332）の株価終値を、合併効力発生日以後はJFE商事（コード番号8110）の株価終値を、それぞれ採用しております。

算定の経緯

当社及びJFE商事は、それぞれの第三者機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、当社及びJFE商事の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ、上記(3)に記載の株式交換比率(以下、「本株式交換比率」)は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至り、当社及びJFE商事は本日開催のそれぞれの取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

—
算定機関との関係

当社の第三者機関である野村證券及びJFE商事の第三者機関であるみずほ証券は、いずれも当社及びJFE商事から独立しており、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

—
(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 馬田 一
資本金の額	147,143百万円
純資産の額(百万円)	(単体)未定
	(連結)未定
総資産の額(百万円)	(単体)未定
	(連結)未定
事業の内容	鉄鋼事業、エンジニアリング事業、造船事業をはじめとする事業 会社の株式を所有することによる当該会社の支配・管理

別添

株式交換契約書

「JFEホールディングス株式会社（以下「JFE-HD」という。）とJFE商事株式会社（以下「商事」という。）は、JFE-HDを株式交換完全親会社、商事を株式交換完全子会社とする株式交換について、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。」

第1条（株式交換）

JFE-HD及び商事は、本契約の定めるところに従い、JFE-HDを商事の株式交換完全親会社、商事をJFE-HDの株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、JFE-HDは、本株式交換により商事の発行済株式（JFE-HDが有する商事の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

住所：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

（2）株式交換完全子会社

商号：JFE商事株式会社

住所：大阪市北区堂島一丁目6番20号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. JFE-HDは、本株式交換に際して、本株式交換によりJFE-HDが商事の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の商事の株主（JFE-HDを除く。以下同じ。）に対して、商事の普通株式に代わり、その有する商事の普通株式の合計数に0.268を乗じた数の、JFE-HDが保有するJFE-HDの普通株式を交付する。
2. JFE-HDは、本株式交換に際して、基準時における商事の株主に対して、その有する商事の普通株式1株につき、JFE-HDの普通株式0.268株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従いJFE-HDが割当交付しなければならないJFE-HDの普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、JFE-HDは、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（JFE-HDの資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加するJFE-HDの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

（1）資本金 金0円

（2）資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

（3）利益準備金 金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2012年10月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、JFE-HD及び商事協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

1. JFE-HDは、会社法第796条第3項本文の規定により、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約についてJFE-HDの株主総会による承認が必要となった場合は、JFE-HDは、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を求めるものとする。

2. 商事は、2012年6月下旬開催予定の株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めものとする。

第7条（商事の自己株式の取扱い）

商事は、商事が有する自己株式及び基準時までに商事が有することとなる自己株式の全て（但し、本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含まない。）を、効力発生日の前日までに開催する商事の取締役会の決議により、基準時までに消却するものとする。

第8条（会社財産の管理等）

JFE-HD及び商事は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に定める場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめJFE-HD及び商事協議の上、これを行う。

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、JFE-HD又は商事の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、JFE-HD及び商事協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、JFE-HDにおいて、会社法第796条第4項の規定により本契約についてJFE-HDの株主総会による承認が必要となった場合で、効力発生日の前日までに当該承認が得られなかったとき、商事において、本契約について本契約第6条第2項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、国内外の法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第11条（合意管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、JFE-HD及び商事協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、JFE-HD及び商事記名押印のうえ、各1通を保有する。

2012年5月10日

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
J F E ホールディングス株式会社
代表取締役社長 馬田 一

大阪市北区堂島一丁目6番20号
J F E 商事株式会社

代表取締役専務執行役員 大里 久夫